

IV 基本的施策

1. 教育の振興等

(1) 学校教育の推進

① 小学校から高等学校における教育

○学校教育において、アルコールが心身に及ぼす影響などを正しく認識させることによって、未成年の段階では飲酒をしないという判断力と態度を育てる。

○学校における飲酒に関する教育の充実を図るため、アルコールの心身に及ぼす影響等について、周知する。

② 大学等における教育

○大学等の学生担当の教職員が集まる会議等の場において、飲酒に伴うリスクの啓発やアルコールハラスメント、未成年者の飲酒防止等、アルコール健康障害対策に関する各大学等の取組を促す。

③ 医学・看護・福祉・司法等の専門教育

○大学における医学教育においては、アルコール健康障害対策基本法の趣旨を踏まえ、医学教育モデル・コア・カリキュラムに治療等を含め位置づけられているアルコール依存症に関する教育などについて、各大学に周知する。

その他の関連分野についても、基本法の趣旨を踏まえ、周知する。(調整中)

④ 自動車教習所における周知

○飲酒開始年齢に近い世代の運転免許取得者に対し、自動車教習所で実施している飲酒運転防止に係るカリキュラムの確実な履行を徹底する。

(2) 家庭に対する啓発の推進

○家庭における未成年者の飲酒を防止するために家庭における教育に資するよう、保護者向けの啓発資材を作成し、教育委員会等を通じて周知を図り、未成年の飲酒に伴うリスクを保護者に伝える。

(3) 職場教育の推進

○事業用自動車の飲酒運転の防止については、運行管理者、運転者に対してアルコールに関する基礎知識や飲酒運転の防止等について指導してきたところ。また、乗務の開始・終了時に行う点呼時に従来の目視での酒気帯びの有無の確認に加えて、アルコール検知器の使用を義務付けている。

○交通労働災害の防止の観点から講習等の機会を活用し、飲酒に伴うリスクのより一層の周知を事業者に促す。また、飲酒が生活習慣病に及ぼす影響についても周知を行う。

アルコール健康障害や、飲酒とアルコール関連問題との相関等に関して得られる情報を効果的に周知していく。

(4) 広報・啓発の推進

①飲酒に伴うリスクに関する知識の普及の推進

○アルコール関連問題啓発週間等の機会を通じ、飲むべきではない者、特有の影響に留意すべき者など、飲酒に伴うリスクについて、対象に応じた正しい知識を普及し、それぞれの者に応じた飲酒との適切な関係を築くよう促す。

○飲酒に伴うリスクに関する指標等を、飲むべきではない者、女性や高齢者などの対象者による相違の観点も含めて整理し、その他のアルコール関連問題に関する正しい知識も集約した、わかりやすい啓発資材を作成し、周知を図る。

○飲酒に伴う健康への影響やその他のアルコール関連問題に関する情報について得られる情報をホームページ等を通じ周知を図る。

②アルコール依存症に関する正しい知識・理解の啓発の推進

○国、地方公共団体、関係団体、事業者等が連携して、アルコール依存症について、
(i) アルコール依存症は、飲酒をしていれば、誰でもなる可能性があること、飲酒量をコントロールできなくなる精神疾患であること、治療により十分回復すること等について周知する。

※ 啓発に際しては、多量の飲酒など不適切な飲酒習慣を持つ者が、その飲酒習慣を改める等の機会となることも視野にいれるとともに、アルコール依存症当事者等の組織である自助グループ等と連携し、アルコール依存症の回復者が体験談の講演等を行う社会啓発活動の活用を図る。

③地方公共団体、事業者、関係団体等との連携による社会全体での取り組み

○未成年者や妊婦の飲酒を防止するため、地方公共団体、関係団体、事業者等と連携し、社会全体で、飲酒が未成年者や胎児へ及ぼす影響に関する正しい知識の普及に取り組む。

○アルコール健康障害に関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の防止に資するため、地方公共団体、関係団体、事業者等と連携し、社会全体で、飲酒が身体運動機能や認知機能に及ぼす影響や、飲酒の結果、理性の働きが抑えられること等の正しい知識の普及に取り組む。

2. 不適切な飲酒の誘引の防止

(1) 広告

○不適切な飲酒を誘引することのないよう、酒類製造業界において、テレビ 広告等で使用するモデルについて、20 歳以上から 25 歳以上へ引き上げること及びテレビ広告における飲酒シーンについて、喉元のアップの描写や喉元を通る「ゴクゴク」等の効果音を使用しないこと、について自主基準の見直しを行う。(調整中)

(2) 表示

○不適切な飲酒を誘引することのないよう、酒類製造業界において、酒マークの認知向上策について検討する。(調整中)

(3) 販売

○酒類販売者に対し、未成年者への販売の禁止の周知を徹底する。(調整中)

○酒類業者には、致酔性、依存性等の酒類の特殊性を踏まえた販売価格を設定することが望まれる。(調整中)

○酒類の特殊性とリスクについての知識の習得を含め、適正な販売管理の確保が図られるよう、酒類販売管理研修の定期的な受講を強く促す。(調整中)

○酒類を販売又は供与する営業者による未成年者への酒類販売・供与について、指導取締を強化する

(4) 提供

○風俗営業管理者等に対し、管理者講習等を通じて未成年者への酒類提供の 禁止の周知を徹底する。

○風俗営業を営む者等による営業所での未成年者への酒類提供について、指導・取締りを強化する。

(5) 少年補導の強化

○酒類を飲用等した少年の補導を強化する。

3. 健康診断及び保健指導

(1) 地域における保健指導による減酒支援の調査研究

- 飲酒がアルコール健康障害に及ぼす影響の分析研究を行う。
- 保健指導がどの程度どのように行われているのかを調査するとともに、ブリーフインターベンションの効果検証を行う。

(2) 地域における健康障害予防のための早期介入の推進

- 減酒支援の希望者を増やすように、健康教育で健康志向を高める啓発を行う。
- 地方自治体等において、アルコール対策担当者へ、アルコール健康障害の基礎知識や最新の動向等、健康の保持・増進のために必要な保健事業を行うための講習会を実施する。

(3) 職域における対応の促進

- 医療機関と産業保健スタッフの連携強化を図る。アルコール健康問題に関する産業保健スタッフへの研修の充実を図る。保健指導がどの程度行われているのか、どのような方法で対応できるか調査研究の実施について検討する。

4. アルコール健康障害に係る医療の充実等

(1) アルコール健康障害に係る医療の質の向上

○早期発見、早期介入のための専門的な医療従事者向け研修プログラムを開発し、人材育成に努める。

○アルコール依存症が疑われる者を適切な治療に結び付けるため、早期介入の手法を含むアルコール依存症等の研修を、内科、救急等の一般医療、専門医療の医療従事者に対して行うなど、医療関係者の質の向上に取り組む。

○アルコール健康障害の医療に関する研究を推進するとともに、診療に携わる医師の人材育成を図る。

○臨床研修において経験が求められる疾患・病態の中にアルコール依存症が含まれており、当該研修を推進していく中でアルコール依存症への診療能力を持った医師の育成を図る。

○地域におけるアルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関を整備する。

(2) 医療連携の推進（内科、救急等の一般医療と専門医療の連携）

○依存症治療拠点機関設置運営事業における依存症治療拠点機関を中心に、一般医療との連携モデル創設に取り組む。

○依存症の専門医療機関の実態把握及び求められる機能についての調査研究を行い、集積した知見を基に、専門医療機関を充実させる。

○地域において、アルコール健康障害を有している者が受診していることが多いと考えられる一般医療機関と専門医療機関との連携を促進する。

○専門医療機関を中心として、一般医療機関や民間団体等の関係機関との連携を強化する。

5. アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等

(1) 飲酒運転をした者に対する指導等

○飲酒運転違反者に対する飲酒取消講習において、地域の相談・治療機関リストの提供や、回復者の活用等により、依存症のおそれのある者が、相談や治療を受けにいくきっかけとなるよう更なる取組を行う。

○飲酒運転をした者について、アルコール依存症等が疑われる場合には、地域の実情又は必要に応じ、精神保健福祉センター・保健所等を中心として地域の関係機関が連携し、当該飲酒運転をした者又はその家族を、アルコール問題の相談、自助グループ等の行う支援又は専門医療機関等における治療につなぐための取組を推進する。

関係機関の連携に際しては、飲酒運転者の個人情報の取り扱いに十分留意する。

○飲酒運転事犯者等に対しては、刑務所や保護観察所における教育を行う際に、社会内での相談機関の紹介や自助グループ等の支援活動、医療機関等の専門治療につなげる取組を推進する。

○飲酒運転事犯者に対するアルコール依存回復プログラム等の効果検証を行う。

○飲酒運転をした者について、年齢層や要因・背景等の分析を行う。

(2) 暴力・虐待・自殺未遂等をした者に対する指導等

○暴力・虐待、酩酊による事故又は自殺未遂等の問題を起こした者について、アルコール依存症等が疑われる場合には、地域の実情又は必要に応じ、精神保健福祉センター・保健所等を中心として地域の関係機関が連携し、当該暴力・虐待等の問題を起こした者又はその家族を、アルコール問題の相談、自助グループ等の行う支援又は専門医療機関等における治療につなぐための取組を推進する。

関係機関の連携に際しては、当該問題を起こした者の個人情報の取り扱いに十分留意する。

○アルコール依存症が自殺の危険因子の一つであることに鑑み、自殺総合対策大綱（平成24年8月28日閣議決定）に基づき、その背景にある社会的・経済的要因の視点も踏まえつつ、アルコール問題に関する関係機関等とも連携し、啓発、相談窓口の整備、人材養成、自殺未遂者の再度の自殺企図の防止等の自殺対策を推進する。

6. 相談支援等

地域における相談支援体制

○都道府県等において、精神保健福祉センターや保健所等を中心として、アルコール問題の相談支援を行うに当たっては、地域における医療機関・行政・自助グループ等の関係機関の役割分担を明確化し、地域の実情に応じた連携体制を構築する。

○精神保健福祉センターにおいて、保健所及び関係機関に対し、従事者の研修、実地指導を行うことにより、相談支援を行う者の人材育成を図る。

7. 社会復帰の支援

(1) 就労及び復職の支援

○アルコール依存症者の回復、社会復帰の支援が円滑に進むよう、社会全体でアルコール依存症が回復する病気であること等を、社会全体に啓発し、アルコール依存症に対する理解を促す。

○アルコール依存症者の休職からの復職・継続就労について、偏見なく行われるよう他の疾患同様に職場における理解、支援を促す。

(2) アルコール依存症からの回復支援

○精神保健福祉センター、保健所、市町村においてアルコール依存症等の治療、回復支援に資する社会資源の情報を共有し、相談者が適切な支援につながるよう自助グループ及び回復施設を活用する。また、アルコール依存症者の回復支援に当たっては、女性や高齢者の問題に配慮した対応が必要であることを周知する。

8. 民間団体の活動に対する支援

○精神保健福祉センター・保健所・市町村において、自助グループの活動に対する必要な支援を図る。

○精神保健福祉センター、保健所等の行政機関が、自助グループを、地域の社会資源として活用し、関係機関の連携の中で、それぞれの団体の機能に応じた役割を果たす機会を提供していく。

○自助グループを利用した回復者の体験談や、回復事例を紹介する等により、回復支援における自助グループの役割等を啓発する。

○アルコール関連問題に関する啓発等を進めるに当たって、より効果的な取り組みを推進するため、民間団体との連携を進める。